

川崎市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 6 9 号

川崎市事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市事務分掌規則（昭和４７年川崎市規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「秘書部」

を

「（１）高等専門学校（高等専門学校法第１条第１項第１号）の設立の準備に関すること。

秘書部

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。